

仕様書

1. 件 名 飲料自動販売機設置及び運営管理
2. 目 的 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）千葉地区内への飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置及び管理運営を行うことを目的とする。
3. 設置場所 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 千葉地区敷地内 20台
及び台数 （千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目9番1号）

敷地内設置場所の詳細は下記及び別紙のとおり

・本部棟1階	3台
・本部棟1階玄関ホール	1台
・第3研究棟1階	1台
・重粒子線棟1階	2台
・研修棟1階	1台
・画像診断棟1階	1台
・新治療研究棟1階	1台
・QST病院1階	3台
・QST病院4階	1台
・QST病院5階	1台
・量子生命棟1階	2台
・研究交流施設（外）	1台
・テニスコート（外）	1台
・SPF動物生産実験棟（外）	1台

4. 期 間 令和8年4月1日 から 令和11年3月31日 まで

5. 設置機器の仕様及び運営管理

（1）設置機器の仕様

- ①グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日変更閣議決定）が定める「飲料自動販売機設置」における「判断の基準」を満たすこと。
- ②省エネルギー型機器であること（例：オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を搭載することにより省エネルギー化を実現していること。）。
- ③装飾が公序良俗に反しないものであること。

- ④転倒防止対策を施すこと。
- ⑤通常運転時及び購入時に、過大な音や音声を発しないものであること。
- ⑥千円札紙幣が使用できること。
- ⑦電子マネー対応機器であることが望ましい。
- ⑧ユニバーサルデザインを採用していることが望ましい。

(2) 設置及び管理運営

- ①自動販売機の設置及び撤去については、QST 担当者に事前連絡の上日程等を調整すること。
- ②自動販売機の設置及び撤去に要する費用等は全て事業者の負担とすること。
- ③自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全確認を実施すること。
- ④自動販売機の設置権利を第三者に譲渡又は名義貸し等はできない。
- ⑤自動販売機は、24 時間稼働させること。
- ⑥設置する自動販売機の機種、商品の選定及び変更については、予め QST に報告し、確認を受けること。
- ⑦商品の選定に当たり、複数の飲料メーカーから常に利用者の需要が高い品目の提供に努めるものとし、QST からの要望には可能な限り応じるものとする。
- ⑧本部棟 1 階に設置する 3 台及び玄関ホールに設置する 1 台のうち 1 台は紙カップ飲料用自販機であることが望ましい。
- ⑨QST 病院 1 階に設置する 3 台のうち 1 台は紙パック飲料用自動販売機であることが望ましい。
なお、紙パック飲料においては牛乳を必ず取扱うこと。
- ⑩商品の販売価格の設定は 7. (1) に基づいて行い、改定する場合には予め QST に報告し、確認を受けること。
- ⑪商品の補充、釣り銭の補充は不足することがないようにすること。QST から依頼があった場合は、その都度速やかに対応すること。
- ⑫商品の賞味期限に十分に注意するものとし、在庫の管理及び補充を適切に行うこと。
- ⑬自動販売機への商品の補充等のため作業員が QST 敷地内に立ち入る際には、QST の指示に従うこと。
- ⑭自動販売機設置場所に販売する飲料の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置し、少なくとも週 1 回以上、事業者の責任により適切に回収、リサイクルを行うこと。
- ⑮自動販売機に関する保守管理、クレーム対応は全て事業者が行うこと。
- ⑯自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明示し事業者の責任において対応すること。
- ⑰衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ⑱災害時には無償で自動販売機内の飲料水を取り出せるようにする、又は災害時用の備蓄水を無償で用意すること。なお、備蓄水の場合は賞味期限に注意し、定期的に交換すること。
- ⑲契約期間が満了した場合又は契約が解除された場合は、事業者は自動販売機を速やかに撤去し

現状回復すること。

(3) 電源等

原則として既存の電源等を利用し、新たに電源等の工事は行わないこと。

なお電源等の工事が必要となる場合は、QST と協議の上、事業者の負担において実施すること。

(4) 損害賠償

事業者は設置場所の使用に当たり、QST 又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその補償を行うこと。

また商品等の盗難事故や破損事故等による損害は、QST の責によることが明らかな場合を除き、全て事業者が行うこと。

6. 設置場所及び電気・水道の使用料について

(1) 設置場所の使用料について

設置場所の使用料は徴収しない。

(2) 電気・水道使用料について

電気・水道使用料は QST 負担とする。

7. 売価設定と売上報告及び売上手数料振込

(1) 各飲料の売価（単価）は、標準小売価格（メーカー希望小売価格）から 30 円以上低く設定すること。

(2) 事業者は、各月の売上合計額が確認できる売上実績を、QST が指定した期日までに書面により報告すること。

(3) 売上手数料は、QST が指定する期日までに、各月分を QST の指定する口座に振り込むこと。

8. 提出図書

(1) 管理運営開始時：動販売機設置届 1 部（機種及び占有面積を記載すること）

(2) 管理運営期間中：売上実績報告書 1 部（様式任意）

(3) 管理運営終了時：自動販売機撤去作業報告書 1 部（様式任意）

9. 検査条件

QST 職員が所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

10. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」

の基準を満たしたものであること。

11. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議のうえ、その決定に従うものとする。

(要求者)

部課（室）名： 千葉管理部庶務課

氏 名： 西村 有香

飲料等自動販売機設置場所一覧

建屋名称	設置可能面積 (㎡)	台数 (台)	別添図面※
本部棟 1 階	5.50	3	①②③
本部棟 1 階玄関ホール	1.42	1	④
第 3 研究棟 1 階	2.59	1	⑤
重粒子線棟 1 階	2.95	2	⑥⑦
研修棟 1 階	1.98	1	⑧
画像診断棟 1 階	1.67	1	⑨
新治療研究棟 1 階	1.72	1	⑩
QST 病院 1 階	4.30	3	⑪⑫⑬
QST 病院 4 階	0.72	1	⑭
QST 病院 5 階	0.72	1	⑮
量子生命棟 1 階	1.87	2	⑯⑰
研究交流施設 (外)	1.60	1	⑱
テニスコート (外)	1.46	1	⑲
SPF 動物生産実験棟 (外)	1.40	1	⑳

※) 別添図面は別途提示

(参考資料)

【年間売上本数】 令和6年9月～令和7年8月

建屋名称	設置台数（台）	期間中売上本数（本）
本部棟1階	3	19,298
本部棟1階玄関ホール ※紙コップタイプ	1	6,386
第3研究棟1階	1	7,981
重粒子線棟1階	2	13,263
研修棟1階	1	2,255
画像診断棟1階	1	5,192
新治療研究棟1階	1	809
QST病院1階 ※紙パックタイプ	1	2,295
〃	2	17,335
QST病院4階	1	6,191
QST病院5階	1	468
量子生命棟1階	2	11,685
研究交流施設（外）	1	1,443
テニスコート（外）	1	752
SPF 動物生産実験棟（外）	1	3,229